

山形明倫中裁判

## 元少年たちに公正判決を求める決議

1993年1月13日に、山形県新庄市立明倫中の体育館マット室で、1年生の男子生徒が丸めて立ててあった体育用のマットの中で逆さまで足だけが出ている状態で発見され、当時の1、2年生7名が犯人とされ、当時のマスコミでは「いじめ殺人事件」として大々的に報道されたこともあり、この7名に対する予断と偏見がまかり通る結果となりました。

しかし、無実を訴えた元少年の内3名は、少年審判で事実上の無罪となる不処分となりましたが、事実上の有罪である保護処分を受けることになった他の3名が抗告した仙台高裁は、「不処分の3名は審判の対象ではない」としながらも7名全員が犯人であるとの判断をする異例の事態となりました。最高裁も再抗告を棄却し、元少年たち7名は、その後も無実を訴えてきました。

その後、死亡した生徒の両親が、「犯人」とされた元少年7名らに対する損害賠償請求の民事裁判を提起し、これを受けた7名の元少年たちは、この民事裁判で自らの無実を晴らすために、現在まで活動をしています。

元少年たちは、この死亡事故発生後まもなく、両親の立ち会いもないままに長時間の過酷な取り調べを受けて一旦は取調官の誘導に沿った「自白」に追い込まれているものの、その自白には、当然のことながら、秘密の暴露もなく、格別に信用性を認めるべき内容ではありません。

元少年たちの無実を裏付けるアリバイもあります。

死亡した生徒の遺体には加害による受傷と認められるべき傷もなく、元少年たちを犯人と結びつける物的証拠も一切なく、捜査段階で、この「犯行を目撃した」と供述した、唯一の少年も、この民事裁判の1審と2審で一貫してそれは虚偽の供述であったことを告白する証言をしていたのです。

元少年たちの無実の訴えこそが真実であるとして、山形地裁は、元少年たちの事実上の「無罪」を認定していたにもかかわらず、死亡した両親の控訴を受けた仙台高裁は、証拠に基づかない推論によって、逆転の、元少年たちに対する敗訴判決をしました。

元少年たちは、事実上の「無罪」判決を求めて、2004年6月上告し、この裁判は最高裁判所に係属中です。

正義の実現のために、元少年たちの無実を晴らす、公正な判決を出すよう強く要請し、本決議をします。

2005年5月23日

自由法曹団全国研究討論集会